

# I P 通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）

## 【現改比較表】 2022年5月9日現在

～2022年5月8日

2022年5月9日～

目次（略）  
 第1条～第41条（略）  
 別記1～21（略）  
 料金表  
 通則（略）  
 第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)  
 第1 利用料金  
 1 適用

目次（略）  
 第1条～第41条（略）  
 別記1～21（略）  
 料金表  
 通則（略）  
 第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)  
 第1 利用料金  
 1 適用

区別	内容
(1) サービスの品目等に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目等及び基本機能又は上限チャンネル数による細目を定めます。 (ア) (略) (イ) 基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別 (略)

区別	内容
(1) サービスの品目等に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目、基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 (ア) (略) (イ) 基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別 (略) (ウ) コース2には次表に規定する保守の態様による細目があります。
<u>タイプ1</u>	<u>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのNTT Comひかり電話契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行うもの</u>

(2)～(6) (略)	(略)

2 料金額

2-1 基本額

- (1) コース1のもの (略)
- (2) コース2のもの (略)

2-2～2-4 (略)

第2～第4 (略)

第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第3 (略)

第4 端末設備の提供等に係る料金

	<u>タイプ2</u>	<u>タイプ1以外のもの</u>
	備考 <u>NTT Comひかり電話契約者は、そのNTT Comひかり電話契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。</u>	
(2)～(6) (略)	(略)	

2 料金額

2-1 基本額

- (1) コース1のもの (略)
- (2) コース2のもの (略)

(3) コース2におけるタイプ2のものに係る加算料

月額

区分	単位	料金額
<u>プラン1-1からプラン1-3及びプラン2-1からプラン2-3に係るもの</u>	<u>1の特定加入者回線ごとに</u>	<u>3,000円</u> <u>(税込価格 3,300円)</u>
<u>プラン1-4からプラン1-12及びプラン2-4からプラン2-12に係るもの</u>	<u>1の特定加入者回線ごとに</u>	<u>2,000円</u> <u>(税込価格 2,200円)</u>

2-2～2-4 (略)

第2～第4 (略)

第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第3 (略)

第4 端末設備の提供等に係る料金

- 1 適用 (略)  
 2 端末設備利用料  
 (1) メニュー 1 に係るもの

区分	料金額
(略)	(略)
備考 当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。	

1 の装置ごとに月額

- (2) (4)以外のものであってメニュー 2 に係るもの

1 の装置ごとに月額

区分	料金額
(略)	(略)
備考 当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。	
2 (略)	

- 1 適用 (略)  
 2 端末設備利用料  
 (1) メニュー 1 に係るもの

区分	料金額
(略)	(略)
備考 <u>1 NTTCom ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスが当社の I P 通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ 8 コース 1 に係るものに限ります。）である場合、</u> 当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。 <u>2 前項の場合を除き、当社は、NTTCom ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの規定に準じてその利用契約に係る修理又は復旧を行います。</u>	

1 の装置ごとに月額

- (2) (4)以外のものであってメニュー 2 に係るもの

1 の装置ごとに月額

区分	料金額
(略)	(略)
備考 <u>1 当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。</u> <u>ただし、コース 2 におけるタイプ 2 に係るもの又は別記 1 に定める NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約に係る規定において修理又は復旧に係る時間帯について定められている場合は、この限りではありません。</u> 2 (略)	

(3) (4)以外のものであってメニュー 3 に係るもの

1 の装置ごとに月額

区分	料金額
(略)	(略)
備考	
1 当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。	
2 (略)	
3 (略)	

(4) メニュー 2 及びメニュー 3 に係る無線 LAN 対応型ルータ機能付き回線接続装置

1 台ごとに月額

区分	料金額
(略)	(略)

(3) (4)以外のものであってメニュー 3 に係るもの

1 の装置ごとに月額

区分	料金額
(略)	(略)
備考	
1 当社は、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。 <a href="#">ただし、コース 2 におけるタイプ 2 に係るもの又は別記 1 に定める NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約に係る規定において修理又は復旧に係る時間帯について定められている場合は、この限りではありません。</a>	
2 (略)	
3 (略)	

(4) メニュー 2 及びメニュー 3 に係る無線 LAN 対応型ルータ機能付き回線接続装置

1 台ごとに月額

区分	料金額
(略)	(略)

備考

1 当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。

2～6（略）

（注1）当社が別に定める伝送速度は、次のとおりとします。

- ・基本装置にあたっては、最大概ね 1.3Gbit/s までの伝送速度とします。
- ・増設装置にあたっては、最大概ね 300Mbit/s までの伝送速度とします。

（注2）当社が別に定めるものは、次のとおりとします。

- ①基本装置にあたっては、IEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n 及び IEEE802.11ac
- ②増設装置にあたっては、IEEE802.11b、IEEE802.11g 及び IEEE802.11n

（注3）当社が別に定める範囲とは、次のとおりとします。

無線方式により符号伝送を行うその一部区間において電波が届く範囲

ただし、電波が届く範囲は、遮蔽物等の存在、電波障害、電波干渉及び設置場所の環境等により異なるため、その範囲は、電波が届く範囲であって通信が利用できる状態（その宅内機器による通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）でないことをいいます。）であることとします。

第5～第6（略）

通信料別表（略）

備考

1 当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。[ただし、コース2におけるタイプ2に係るもの又は別記1に定める NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約に係る規定において修理又は復旧に係る時間帯について定められている場合は、この限りではありません。](#)

2～6（略）

（注1）当社が別に定める伝送速度は、次のとおりとします。

- ・基本装置にあたっては、最大概ね 1.3Gbit/s までの伝送速度とします。
- ・増設装置にあたっては、最大概ね 300Mbit/s までの伝送速度とします。

（注2）当社が別に定めるものは、次のとおりとします。

- ①基本装置にあたっては、IEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n 及び IEEE802.11ac
- ②増設装置にあたっては、IEEE802.11b、IEEE802.11g 及び IEEE802.11n

（注3）当社が別に定める範囲とは、次のとおりとします。

無線方式により符号伝送を行うその一部区間において電波が届く範囲

ただし、電波が届く範囲は、遮蔽物等の存在、電波障害、電波干渉及び設置場所の環境等により異なるため、その範囲は、電波が届く範囲であって通信が利用できる状態（その宅内機器による通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）でないことをいいます。）であることとします。

第5～第6（略）

通信料別表（略）

▲IP通信網サービス契約約款 共通編

[附則（令和4年4月26日 A P S 1サ第00915718号）](#)

[この改正規定は、令和4年5月9日から実施します。](#)